

モンゴル「獨立」問題と漢語概念

——キャフタ協定にいたる交渉を中心に——

岡 本 隆 司

はじめに

一 露蒙協定 ——「自立」か「自治」か——

二 露中宣言交渉 ——「宗主權」か「主權」か——

三 キャフタ會議

むすびに代えて ——「外蒙撤治」へ——

はじめに

一九二一年一〇月一〇日、武昌ではじまった辛亥革命。清朝の支配を脱する動きが、またたく間に南方の各省にひろがり、清朝そのものの滅亡と中華民國の成立をもたらしたことは、周知のとおりである。

そうした趨勢はしかし、漢人の居住する中國各省ばかりではなかった。チベット・モンゴルもほぼ時を同じくして、それぞれ北京政權から離脱、「獨立」を宣言し、清朝を後繼した中華民國政府と交渉を重ねたすえ、事實上「自治」の政權を樹立する。

これまた研究史上、周知のことであつて、その精細な史實經過も、とりわけチベット・モンゴルの立場から、ほぼ明ら

かになってゐる。^①筆者もそれに應じた中國側の姿勢・態度、なかんづく漢語概念・秩序觀念の變遷に考察をくわえた。^②

もつとも、それで問題がなくなつたわけではない。筆者が明らかにした中國側の姿勢・觀念、具體的にいえば、その「宗主權」「主權」「領土」概念の理解にもとづくなら、これまで解明ずみだとされてきた歴史過程にも、一定のみなoshiが必要となるからである。

小稿はそうした關心のもと、辛亥革命後のモンゴル「獨立」問題という文脈で、具體的な交渉経過の推移と中國側の言動との相互作用をみなおす試みである。^③とくにモンゴルをとりあげたのは、關聯の研究と史料が比較的そろつており、いまのところ考察に最も便宜だからである。

現代中國の對外關係を規定し、現實に目前の紛争をも惹起せしめている「領土主權」概念は、歴史上どのような性格をもつものなのか。近代中國のナショナリズム形成、あるいは對外秩序再編の要點は、いったいどこに求めればよいのか。ごく細かい、個別具體的な數年間の史實を對象とした小稿の考察は、ひろくそうした問題を考えるための、ひとつの素材を提供しようとするものでもある。

一 露蒙協定 ——「自立」か「自治」か——

一九二二年一月三日、ロシア帝國と「獨立」を宣言したモンゴルとのあいだで、露蒙協定が結ばれた。そのいきさつなど、ほぼ明らかになつてゐるので、^④そのあたりはおおむね省略にしたがい、小稿の論旨に關わる問題だけ、とりあげることにしたい。

露蒙協定の締結は、前年のモンゴルの「獨立」宣言に勝るとも劣らない衝撃を、中國側に與えた。中國と一體を成すべき「領土」のモンゴルが、中國からの離脱を口先だけにとどめずに、獨自の外交活動をおこなつた、そしてそれを最も警戒すべき列強のひとつ、ロシアが認めた、という事實に打ちのめされたわけである。その衝撃を測つてやらねば、以後の

中國の動きは理解しづらい。

露蒙協定は文字どおり、ロシアとモンゴルがとりむすんだ協定であるから、中國はもとより、その内容策定に關知していない。それなら締結當事者は、雙方一致した理解をしていたのか、といえ、必ずしもそうではなかった。露・蒙の間で浅からぬ矛盾をはらんでいたのであり、そこにモンゴルの國際的地位の問題があると同時に、中國が衝撃を受け、あらためて行動を起こす契機もひそんでいる。

その核心はすなわち協定の第一條、以下のような趣旨の文言にある（引用文の傍線は、すべて引用者による）。

ロシア帝國政府は、確立されたモンゴル〔國〕の自治（自立自主）制度、およびモンゴル領内に中國軍を入れず、中國人による植民地化を許さずにモンゴル國軍を編成する權利を維持することに對して、モンゴル〔國〕を支援する。このごく短い一文に、容易ならぬ意味内容とその齟齬が藏されており、以後十年以上もの關係を左右した。

「〔〕」内がモンゴル語の協定テキストにあつて、ロシア語テキストにはない文言、傍線部がロシア語テキストにあつてモンゴル語テキストにない文言である。つまり露文が「モンゴルの自治（автономия）」とするところ、蒙文は「モンゴル國（үлс）の自立自主（сөрөө тогтнох ёрөө эзрэх）」と作る。すでに指摘のあるように、同一類似の表現が『萬國公法』にもあつて、たとえばアメリカ獨立を記したくだりでは「自主自立之權（the sovereignty and independence）」といふ、とりもなおさず、モンゴルが「獨立」「國」となることを意味した。このように同一の協定ながら、モンゴルの地位に關わる重大な異同が存在していたのである。

以上はあらためて詳論するまでもあるまい。⁽⁵⁾ここで問題にしたいのは、直接の當事者に非ざる中國が、この露蒙協定をどうみたか、にある。言及する先行研究は、おおむね反對、反撥した、とみなすだけで、なぜどのように反撥したか、にまでは立ち入っていない。そこをややくわしく跡づけよう。

露蒙協定の締結を中國側がはじめて知ったのは、翌一月四日、ペテルブルクの報道によつてである。⁽⁶⁾モンゴルの離脱

をそもそも認めていない中國は、モンゴルがロシアと直接獨自にとりきめを結ぶことも容認できない。北京政府は七日、その旨をロシア側に通知した。⁽⁷⁾

しかしそのときはまだ、協定の内容を問題にしていない。知らなかったからである。それが判明したのは、同じ日の、やはりペテルブルクでの「新時報 (Новое время)」による報道においてであり、それを讀んだ駐露公使劉鏡人が、ロシア外務省に抗議を申し入れた。

その顛末を記した翌八日附の本國外交部あて電報には、まず協定四カ條の内容を漢譯要約する。うち第一條を訓讀で引いておこう。

俄は蒙の自主および養兵を允し、中國の駐軍および殖民を准さず。

劉鏡人はそのうえで、以下のように、ロシア外相サゾノフ (G. D. Sazonov) とやりとりした内容を伝える。

「現協定を協議しなおりますか」

「もう遅いでしょう。あらためて協議するにしても、貴國は現協定に依據しなくてはなりません」

「それでは、本國政府にとりつぐわけにはまいりません。しかも協定には、〈自主を認める〉という條項がありますから」

「〈自主を認める〉とは〈獨立を認める〉のという意味が異なります。貴國がもし協議に應じたら、なお上國主權をもつことになりませんが、さらに遅れば、事態はいよいよ惡化するでしょう。……」⁽⁸⁾

傍線部の漢語は、原文どおり。このうち、末尾のサゾノフの發言をロシア側の史料でみると、

中國からモンゴルを完全に離脱させようとしているわけではなく、もし中國政府がわが協定に加入すれば、中國の主權は承認したいと考えている。……モンゴル問題でロシアと合意する氣がないのであれば、モンゴルの中國に對する屬國關係の承認を拒否せざるをえない。⁽⁹⁾

とある。漢語の「獨立」は「離脱 (отторжения)」「上國主權」は「宗主權 (сюзеренитет)」もしくは「屬國關係 (вассальных отношений)」にあたり、またそれが漢語の「自主を認める」と同義であることもわかる。劉鏡人・中國側がこの「自主」を「獨立」、「完全に離脱させ」ることと同一視して反撥したのをうけ、それは誤解であって、反撥にはあたらない、とサゾノフが答えた文脈であり、それは漢文・露文ともくいちがいはない。

劉鏡人がみた露蒙協定は、もとより露文テキストのそれだった。その第一條にいう“автономный”を、かれは「自主」と漢譯し、しかもそれを「獨立」と解釋して反撥したわけである。автономияという語は、いまは自治と譯するのが通例だし、當時の辭書にも「自治」という對譯の漢語を載せており、ロシア側の解釋もそれにまちがいない。にもかかわらず、劉鏡人はなぜ、それをことさら「自主」「獨立」と譯し解したのであるうか。

その究極的な真相は、本人あるいはそのスタッフに訊かねばわかるまい。しかしいくつか、おさえておくべきことはある。まずフランス留學の經驗をもつ劉鏡人が、フランス語で考えた可能性である。ロシアとの交渉での使用言語も、おおむねフランス語だった。そこで露蒙協定第一條の“автономный [автономия]”を、フランス語の autonome [autonomie] と解したとすれば、autonomie には independence に近いニュアンスもあるので、劉鏡人があえてこれを「自主」と譯し「獨立」と解したのも、ありうる（こととして肯えなくはない）。

そしてそこに作用していたであろう、いっそう大きな動機もあった。モンゴルが現實に中國からの離脱をはかり、ほかならぬロシアがそれを指嚇している、という中國側で廣汎に抱かれていた猜疑である。¹⁰⁾

したがってこのような翻譯と解釋は、フランス語のできる劉鏡人のみにかぎらない。北京政府内には、先に引いた露蒙協定第一條の同じ文面を、

帝國政府は蒙古の現已に成立せるの自立秩序を保守する、及び蒙古の國民軍を編練するを扶助し、中國の兵隊の蒙境に入るの、および華人の蒙地に移植するの各權利を准さず。

と漢譯するテキストも存在していたからである。傍線部の「自立」とは、「自主」よりもいっそう independence に近いニュアンスを含む漢語概念にはかならない。それは客觀的にみて、自らの地位を「自主自立」と稱した、モンゴル側の意向と行動に即したものである。ロシア語テキストの字面にかかわらず、モンゴルの意を體し、ロシアとの内通を疑った解釋だとみなせようか。

しかしながら、ロシア外務省の回答は、中國側にみなおしの轉機を與えた。劉鏡人がペテルブルクから打電した同じ一月八日、北京でも駐在公使のクルペンスキー (В. Н. Крюпекский) が「未だ〈蒙古は中國より脫離獨立 (независимости)〉の語を提及せず」と申し入れている。外交部はこれをうけて、露蒙協定第一條の “автономный” を「自治」という漢譯で一定させ、その解釋にもとづき、以後の交渉をすすめることにした。

なおそこには、ロシアの態度に對するひとまずの安堵がともなっていたことを、つけくわえてもよい。モンゴルと内通し、その「自主」「自立」をうけいれ、「獨立」に荷擔したと恐れていたのに、必ずしもそうではなかったからである。もともと、そうした安堵が正しい見通しだったかどうかは、自ずから別の問題である。

二 露中宣言交渉 ——「宗主權」か「主權」か——

(1) 交渉過程

そうした中國側の態度が對外的にあらわれるのは、同じ年の一月末にはじまった露中宣言交渉においてである。中華民國にとってモンゴルがその「領土」であるのは、すでに去る三月一日制定の臨時約法に記され、四月二一日の大總統令でも明言した、動かしがたい前提だった。¹⁴ 露蒙協定の趣旨をそれとて整合させるか。以後の交渉におけるかれらの利害關心は、そこに收斂してゆく。

ロシアはそれに對し、すでにみたとおり、モンゴルには「自治」で、中國には「宗主權 (созрепитель)」で折り合おうとしていた。一月三〇日に提起したロシア側の文案には、それを「前文」に具體化して、以下のように記す。漢文テキストの原語を残すため訓讀で引き、重要な部分には歐文も併記した。

將來蒙古の上國 (созрепитель) の中國と俄國の、蒙古問題に對するの誤會を消除し、並びに蒙古の自治 (автономия) の基礎を確定せんが爲に、茲に條件を提出せること、下が如し。⁽¹⁵⁾

しかしながら、この「上國」は「領土」「主權」と矛盾して、容認できない、というのが一九〇五年以來の北京政府の立場である。⁽¹⁶⁾そこで中國側は一二月半ば、ロシア側の原案に代えて、以下のような對案を示した。

將來蒙古の主國 (soverein) 爲るの中國と俄國の、庫倫の現状に對し發生する能ふ所の誤會を解除せんが爲に、茲に條件を提出せること、下が如し。

上が前文。そして第二條にも、このような文言を挿入した。

蒙古は既に中國の完全なる領土爲れ (fait partie intégrante de la Chine) は、俄國は永遠に中國の彼に在けるの主權 (ses droit souverain) を尊崇するを擔任し、並びに軍隊を遣派せざる、彼に在りて殖民せざる、又た條約の許す所の領事を除くの外、他官を設けざるを擔任す。⁽¹⁷⁾

「上國」に代えて「主國」「主權」、「自治」に代えて「領土」。まったくロシアの方針を否定する内容である。

もちろんロシアが、これで收まるはずはない。年が明けて一九一三年一月四日、以下のような文案を再提示する。

爲解除從蒙古現狀在將來所能發生之誤會、中國與俄國茲議定訂立協約、以下開各款爲張本。

- 一、俄國承認蒙古所以聯結於中國之種種繫鏈、茲擔任不謀斷絕此項繫鏈、並擔任尊崇中國由此繫鏈上流出之種種權利。
- 二、中國擔任尊崇外蒙古歷來所有之國家行政制度 (le régime administratif historique et national)、因外蒙古之蒙古人在其領土內、有防禦及維持治安之責、故又擔任承認其有軍備及警察之組織之獨有權利及不許非蒙古籍人在其境內殖民之權

利。

中國はそれに對しても、あらためて手をくわえて、同月一日に對案を提出した。

爲解除從蒙古現狀在將來所能發生之誤會、中國即蒙古之主國與俄國彼此商定訂立協約、以下開各款爲張本。

一、俄國承認蒙古爲中國領土完全之一部分、茲擔任不謀斷絕此項繫鏈、並擔任尊崇由此繫鏈上生出歷史上中國之種種權利。

二、中國擔任不更動外蒙古歷來所有之地方自治制度 (*l'autonomie locale historique*)、因外蒙古之蒙古人在其領土內、有防禦及維持治安之責、故又許其有軍備及警察之組織之權利及不納非蒙古籍人在其境內殖民之權利。⁽¹⁸⁾

原文の引用にとどめたのは、出入を正確に示すためである。これで雙方の利害關心とその推移が、よくわかるだろう。ゴチック・イタリックが中國側對案の修改部分である。ロシアは爭點になった「上國」「主國」、「自治」「領土」の術語をいっさい落として、妥協をはかろうとした。ところが中國側は、なお前年の趣旨と變わらず、自らとなえる「主國」「領土」を入れようとしている。そのためこの時點ではまだ、歩み寄りには難しかった。

そして以後の交渉は、中國側の態度のほうが強硬で、五月末にいたって、ほぼこのままの文面でいったんまとまりかけた。つまり、

ロシアはモンゴルが中國領土の完全なる一部分であることを承認する

この領土關係から生じる中國のこれまでの種々の權利を、ロシアは尊重する

中國はモンゴルがこれまで有してきた地方自治制度を變更しないことを保證する

という趣旨で、なかなづく傍線をほどこしたところ、中國側の反駁修改案にしたがつたものである。一時時點の對案とつきあわせれば、中國が「蒙古の主國」、すなわちモンゴルに「主權」を有する、という文言が落ちたにすぎない。それだけでなく中國側は、不滿を隠そうとしなかった。⁽¹⁹⁾

ところが同年七月になって、ロシアはにわかに態度を轉換、硬化させ、五月末時點の案文を大幅に改めて、交渉に臨んだ。今度はロシア側が強硬を貫き、その新たな案文が基礎となつて、一月五日、ようやく露中宣言がまとまつたのである。⁽²⁰⁾ あわせて、モンゴルもくわえた三者協議を追つて行ふことも決まつた。

その關聯部分をあげると、

第一條、ロシアは外モンゴルに對する中國の宗主權を承認する

第二條、中國は外モンゴルの自治を承認する

交換公文第一條、ロシアは外モンゴルが中國の領土の一部であることを承認する

になる。ほぼロシア側の主張の通つた文面だが、傍線部をみるかぎり、雙方の主張を折衷したものといつてよい。「宗主權」は元來ロシア、「領土」は中國の案文にあつた概念であり、「自治」はロシア側の主張にもとづく文言ながら、中國側も「地方自治」と記す對案は出していたので、容認できなくなつたのか。「領土」はすでに明らかなので、あらためてつけだすとすれば、それぞれの概念に、いかなる解釋と利害があつたのか。「領土」はすでに明らかなので、あらためてつけくわえることはない。残るは「自治」と「宗主權」、いずれもロシアが提案した文言である。その意義が次の段階で大きな問題となるため、あらかじめ考えなくてはなるまい。

(2) 「自治」概念 —— ロシアと中國

一九二二年一月三〇日、ロシアが原案を出した段階で、外交總長の陸徵祥は、モンゴルの「自治」は「實に承認したい」と難色を示した。以下はそれを示す中國側の記録で、傍線はやはり原文どおりである。

この案では、「蒙古自治」という文面が多すぎるのに對し、「中國主權」という文言は入っていない。⁽²¹⁾

その口吻から見れば、「自治」と「主權」は矛盾する對立概念だというのが、中國側の原則的な考えであり、言い分だつ

たことがわかる。

ただしこれは「自治 (автономия)」を元來「自主」「自立」と解釋していた経緯があったことによる。モンゴルの姿勢、動靜からみて、よしんばロシアの意向には納得できても、それで「自治」が「自主」「自立」(＝獨立)に轉化する可能性を拂拭できない。なればこそこの段階では、中國側は「自治」概念をみとめなかったし、その後一二月に出した對案にも、あえて入れなかったのである。

しかし自らが求める「領土」「主權」の挿入を實現すべく、中國側は年を越しての交渉に入ると、これと合わせて「自治」の文面を残した草案を示した。ただし前註(18)の引用文にみえたとおり、かれらはあえてこれを「地方自治制度 (l'autonomie locale historique)」とし、ロシア原案の「國家行政制度 (le régime administratif historique et national)」という文言に置き換えたのである。

これがいわば、中國側の譲れない一線だった。「自主自立」と解されかねない「自治」を残したが、すでに讓歩である。その「自治」にはしたがって、齒止めをかけねばならなかった。去る十一月はじめ、露蒙協定にいう「自治」に關わるロシア側の説明をうけ入れたのも、そもそもそれを狭い「地方自治」の意味に解したことによる蓋然性が高い。「地方」である以上、「國家」という概念と相容れないのも當然である。

一月一日、中國側が出した對案について、自國案と大いに矛盾する、とロシア側が批判したのに對し、陸徵祥は、それは誤りだ。今回の案文はほとんどロシア案を引き寫したものである。たとえば、第三條にいう「自治」の文言をご覧あれ。これはロシアが最も重視していたものではなかったのか。⁽²²⁾

と語った、と中國側の會談記録にある。交渉の現場で、ほんとうにこうしたやりとりがあつたかどうか、定かではない。けれどもこのように記録が残る事實は、中國政府が内外に示したかった主張であることをうかがわせる。「地方自治」であれば、ロシアのとなえる「自治」にも、中國の譲れない「領土」にも抵觸しないはずだ、という判斷だった。⁽²³⁾それが實

際に、ロシアないしモンゴルの理解・利害に抵触しなかったかどうかは、もとより別の問題である。

(3) 「宗主権」概念 —— ロシアとモンゴル ——

一九一二年一月三〇日に案文を提出し、陸徵祥と會談したクルペンスキー公使は、本國外務省に以下のように報告している。

陸徵祥は「宗主権」と「自治」という用語に、またモンゴルが中國の不可分の一部だと明記していないことに異議をとなえた。⁽²⁴⁾

このうち「自治」については、前註(21)の漢文史料とつきあわせてみればわかるだろう。そして「宗主権」もまた、中國側はこれをくりかえし「主權」という文言に置き換えようとした。

ロシア側はそれに對し、「宗主権」という概念をあまり重視していなかったように見うけられる。ロシアは確かに結果として、中國が「宗主権」に代えて挿入することに固執した「主權」を容認していない。けれども引用文のように、いったん中國側の反駁をうけると、翌年からの對案に「宗主権」と記すことはなくなっている。あくまでこの術語を残そう、入れようという意思があったようには思えない。

言い換えれば、ロシアの交渉当事者は「宗主権」を、中國側が考えていたほどに、「主權」を否定する概念とはとらえていなかった。むしろ以前から、兩概念を區別する感覺到乏しく、さほど隔たらない術語概念とみていたふしもある。⁽²⁵⁾ そうしたいわば消極的な姿勢が、一九一三年五月末の文面につながったとみなしてよい。

ところがロシア側は七月以後、態度を一變させ、最終的に決まった露中宣言では、「宗主権」が入った。これは元ロシア駐華公使で、露蒙協定を締結したロシア側代表のニコストヴェツ (N. N. Kopschov) が六月、ペテルブルクにもどつて奔走、運動した結果によるもので、そのいきさつはすでに明らかである。⁽²⁶⁾

かれは五月末の案文、とりわけ「宗主権」を缺いた文面では、不可だと力説した。そのいわゆる「宗主権」とは、イギリスがチベットに對し想定していた「主權に非ざる (the suzerainty, but not the sovereignty)」概念だったから、當時のロシア當局者の間では、きわだつて異なる認識だといつてよい。

では、かれはなぜそうした認識をもったのであろうか。それは當時のモンゴルに對するロシアの利害と、そのほかならぬモンゴル現地に滞在していた、かれ獨自の立場にある。

コロストヴェツはこの露中交渉のさなか、フレーでモンゴル側と交渉を重ねていた。五月末の案文がまともうとしていた時期のそれが、とりわけ注目し値する。

モンゴル政府がわたしにわたした報告には、ロシアの北京交渉に關する情報を引き、まるで中國の主權を認める (признание китайского суверенитета) 方向へゆくとして、モンゴル・モンゴル政府の獨立を保證する露蒙協定に背いたと抗議し、裏切りを非難している。……來たるべき合意では、ロシアは中國の宗主權は認めるけれど、それは名目的なもので (мы признаем суверенитет Китая, но таковой будет номинальным)、ホトクト政府の破壊と中國權力の恢復 (восстановление китайской власти) を意味するわけではない、と表明したほうがよいかもしれない。⁽²⁸⁾

以上は五月一日附、ロシア外務省あて返電の一節で、ここからコロストヴェツの考え方が読み取れよう。⁽²⁹⁾

かれは「主權」と「宗主權」とを明確な對立概念とみなしており、ことさら後者を「名目的なもの」と定義した。別のところでは「法律的性格 (юридический характер)」とも表現するものの、含意はほぼ變わらない。⁽³⁰⁾ つまり、モンゴルの中國からの完全な「獨立」離脱は認めることができないと同時に、中國のモンゴルに對する支配「權力」をも認めないのが、かれなりの「宗主權」の意味内容だった。もちろん、露蒙協定が定める外モンゴルの「自治」と緊密に聯關する。

コロストヴェツはサゾノフ外相の回訓をうけ、引用文の趣旨をモンゴル側に傳えた。ところがモンゴル側は、納得しない。自分たちが不在の場で、ロシアが「中國の宗主權を承認すること」は、「モンゴルの利害」に反していたからである。⁽³¹⁾

そこでかれらは、執拗に露中交渉への参加をもとめ、露中宣言成立後のキャフタ交渉で、それが實現することになる。モンゴル側が難色を示した理由について、コロストヴェツの説明を聞こう。その日記、五月一二日附の記述である。かれが「宗主権の名目的な性格を（номинального характера сюзеренитета）説明したにもかかわらず、諸公（князья）が述べた」ことばとして、

中國人はまちがひなく舊情の恢復を（восстановлению прежнего положения）志向しており、……「宗主権は」モンゴルの、對外的のみならず對内的な獨立の（Монголии не только внешней, но и внутренней независимости）損害に轉化されるだろう。……モンゴル人は中國・ロシアが軍隊の派遣や植民をしない義務（を定めた露中宣言の案文）を重視していない。ロシアにはそれは現實の制限かもしれないが、中國は宗主権を口實にしなら（сосланись на сюзеренные права）、軍隊を派遣するため機會があれば利用し、それを呼び寄せさえるだろう。……モンゴルは中國との關係を斷つた、そしてロシアはその事實をみとめた。ところがいま、逆にモンゴルが服従することについて交渉している。しかも大清王朝ではなく新たな民國政府に、である。これは理解できない。⁽³²⁾

と記す。かれがいわば手を焼いていたのは、こうしたモンゴル側の頑なな姿勢である。それを導いたのが、「宗主権」概念の理解にあった。

そもそも當時のモンゴル人に、「宗主権」という抽象語は存在していない。それに相當するモンゴル語譯は、「制限附で支配する關係（хэмжээгээр хамаарал）」であり、⁽³³⁾かれらは文字どおりの具體的な意味で解したはずである。

だとすれば、すでに露蒙協定で「自立自主（＝獨立）」し、中國と「關係を斷つた」はずのモンゴルが、「制限附」ではあれ、その「支配」を受けることに難色を示すのは、感情の上ばかりではなく、論理的にも當然だった。「宗主権」を受け入れることは、とりもなおさず「從屬（вассальную зависимость）」である、というのがモンゴル側の立場であって、コロストヴェツがことさら「宗主権」を「名目的」「法律的」と形容して、説かねばならなかったゆえんでもある。⁽³⁴⁾

そして上の引用文から、モンゴル側はその「制限」が、中國に對し「支配」の制限として有効に機能するかどうか、にも疑念をつのらせていることがわかる。「宗主權」という「支配」の「口實」を與えてしまうと、中國が一方的に「支配」をエスカレートさせかねない、という危惧だった。後述するとおり、その疑懼は長期的にみると、的中したことになる。

「宗主權」という抽象概念で外モンゴルの國際的地位を定めようとしたコロストヴェツ・ロシアは、ついにモンゴル側を完全に説得することはできなかった。⁽³⁵⁾それが外來語・抽象語であるがゆえに、中國に對するモンゴルの猜疑をいつそうかきたてたからである。

すでにこうした情況であつたから、時を同じくしてすすんでいた北京交渉の経過は、コロストヴェツをなおさら失望させるものだった。「ロシアの優柔不斷と妥協」で、中國側の意向に沿つた案文になつたことに危機感をつよめ、「ロシアが裏切つてモンゴル人を中國にひきわたそうとしている、とモンゴル人が疑つたのも無理はない」というのが、その評價である。⁽³⁶⁾モンゴル側の意向をよく知り、ともすればロシアからも離反しかねないとみていたかれは、したがって、本國政府の方針を改めねばならなかった。ロシア側の態度硬化は、それに應じた結果だったのである。

三 キヤフタ會議

(1) 露中宣言の内容をめぐって

以上のように考えてくると、妥協の産物だった露中宣言の内容は、ロシア・中國・モンゴルのいずれをも満足させるものではなかったことになる。そしてそうした事態は、宣言の條文を構成する術語概念に起因していた。それぞれの考え方を一瞥しておこう。

まずロシア。この露中宣言は全體として、十分な整合性に缺くとみなしていた。焦點は「中國の領土の一部」に關わる

くだりである。宣言が成立する前の一〇月五日、臨時外務大臣のネラトフ (A. A. Нератов) は、

ロシアはモンゴルに對する中國の宗主權を認めているので、おそらくモンゴルの地を中國の一部と (ея территория частью территории Китая) 認めることになるのだから、中國の宗主權承認から生じるこの文を、協定のひとつとしてそのはじめに置いたなら、協定の意味は歪曲されよう。⁽³⁷⁾

と北京駐在公使に打電し、けっきょく「領土の一部」という趣旨が入ったのは、交換公文だった。その挿入したいは、中國との妥協だったけれども、宣言の正文に入れなかったところに、この論評の意味がある。

ロシアが挿入した「宗主權」は、「自治」と矛盾しないのと同時に、論理的にモンゴルが中國に屬する、という意味をもちうる。そのねらいは當時の、日本でいうところの「支那保全」「領土保全」という國際輿論に背かない配慮にあった。しかしその關係を、直接につづけて、*часть Китая* [partie de la Chine] (中國の一部) と表現してしまうと、同じく正文に謳うモンゴルの「自治」に抵觸しかねない。「中國の宗主權の本質 (существа созерненных правъ Китая)」が「爭論」になる恐れがあったからである。⁽³⁸⁾

「宗主權」概念がもつ本來の曖昧さを生かし、かつ「領土」概念に固執する中國と折り合う、という條件のもと、いかにロシアのねらいを實現するか。その方策として、交換公文での「領土」挿入になった。

實際それが杞憂でなかったことは、中國側の意向をみれば了解できる。自らの主張が必ずしも通らず、このような條件を強いられた中國側は、もとより満足していなかった。それでも、ロシアと一定の合意に達した、という事實は重いし、中國側の全面讓歩ともいいきれない。「領土」の規定は入っているし、「自治」も上述のとおり、定義さえ十分にしておけば、容認できないからである。

そこで露中宣言の規定をテコに、モンゴルとのあるべき關係を「恢復」するのが、その基本方針となる。あるべき關係とは、モンゴルに對する「主權」保持にほかならない。⁽³⁹⁾つまり「領土」「自治」という概念表現を用いて、いかに主權に

近づけることができるか、それが課題となってくる。この點で、コロストヴェツが描いたモンゴル側の見通し、ないし疑懼は正鵠を射ていた。

中國側にとつて、来るべき露・蒙との交渉は、そのためにこそ存在、舉行すべきであつた。それは當面、露中宣言を強いたロシアよりも、中國からの離脱に向かうモンゴルの舉動を、かれらが恐れたからにはかならない。というのも、モンゴルの言動があくまで、自らの露蒙協定の文言解釋に準據して、露中宣言の「宗主權」などの概念には拘束されない、という立場だったからである。

その好例として、モンゴル政府が翌一九一四年六月はじめ、英米佛獨の北京駐在公使に對し、モンゴルと條約を結ぶよう呼びかけた事實をあげよう。そのさい自らを「モンゴル帝國政府 (The Imperial Mongolian Government)」と稱し、「獨立國 (Independent State)」で「もはや中國政府に屬するな⁽⁴⁰⁾ (no longer under the Government of China)」という地位を明記する文書を各國公使に交附した。

この消息を北京駐在のフランス公使コンティ (Alexandre-Robert Conty) から得たロシアは、不快感を隠していない。ネラトフは北京の公使館に打電して、モンゴルのこうした行動は露中宣言に背き、「ロシアの調停でモンゴルと中國の合意をすすめがたくする」ため、「モンゴル自身の害になる」と述べ、フランスなど各國に傳えて、默殺させるよう要請した。⁽⁴¹⁾ 中國も見のがしてはいない。そしてその反應は、いっそう注目値する。『北京日報』といえ、袁世凱政權のいわば御用新聞、それがこうしたモンゴルの動きを記事にして、以下のようにいう。傍線部は原語のまま表記した箇所である。

露中宣言が締結されてからずいぶん経つて、わが國の外モンゴルに對する宗主權は、確固として動かしがたいものとなつた。……ところが過日、庫倫偽政府はそれでも敢えて一顧だにせず、あろうことか北京駐在の各國公使に通知し、各國が外交官をモンゴルに派遣して條約を結ばせるよう要請した。

くわえて、モンゴル「帝國政府」が各國公使に交附した文書、すなわち「蒙古偽帝國之國書」の漢譯を引用掲載する。⁽⁴²⁾

ここで注意しておきたいのは、「宗主権」に對する中國側の考え方であつて、露中交渉でそれほど忌避していた「宗主権」を、ここではむしろ擁護すべき對象としている。この『北京日報』の見出しも「對蒙宗主權豈容喪失」とあつて、モンゴルの舉動を放任しては、「對蒙宗主權」の「喪失」を「容^{ゆる}」すことになる、というにあつた。一新聞の論調であつても、もちろんそれだけにとどまるはずはない。

そこにも見るべきは、中國側の方針轉換であらう。「宗主権」の否定からは認、そこには當然、かれらの考える「宗主権」概念の變化・定義があつた。それが次の段階の一焦點をなす。

(2) 交渉と「宗主権」

露中宣言で定められた露・中・蒙の三者協議が、一九一四年九月八日にキャフタで始まつた。翌年六月七日に協定が締結されるまで、九カ月の長きにわたり、公式會談だけで四十數回をかぞえた。いかに難澁な交渉だったかがわかる。

このいわゆるキャフタ交渉は、長期にわたつただけに、いくつかの段階に分けて考えると、理解しやすい。そのうち最も重要なのは、はじめの第一段階、一九一四年中の第九回會議までである。ここでは前年にむすばれた露中宣言の條文の扱いなど、原則的なことが激しい論争となり、小稿の關心に最も適合するからである。

交渉が實質的にはじまつたのは、九月一五日の第二回會議からである。ここで中國側代表の畢桂芳・陳籙は、その原則的な條件を示した。つまりモンゴルが露中宣言を承認し、獨立と帝號、「共戴」の年號を取り消すことを求めたのである。これに對し、露中宣言にいう「宗主権」はどう解するのか、とモンゴル側が質問すると、中國側はそれに答えず、宣言の承認をまず要求したため、モンゴル側は反撥、ロシアが仲裁に入り、以後の會議で「宗主権の範圍・領土の關係および外蒙自治の解釋」を討論することを求めた。⁽⁴³⁾ 端なくも露中宣言に潜在していた問題が、表面化した恰好である。

この問題があらためてもちあがつたのは、九月二三日の第四回會議。まず中國側代表が提出した「草案」四カ條を読み

上げたうえで、討議が始まった。以下、中國側の議事録をそのまま引用しよう。

外モンゴルの代表は、草案をみると、あらためて「……しかし中國代表が宗主權から發生する自治外モンゴルの權利・義務をどう解釋なさっているのか、やはりぜひお聞かせ願いたい」といった。

……

ロシア代表は「……中國の宗主權と外モンゴルの自治權から發生する外モンゴルの權利・義務を明らかにしなくてはなりません。モンゴル人はこの二語の意味に明るくありませんので」といい、さらに朝鮮・エジプトなど保護國の前例を引き、ボグド・ハーンの稱號が宗主權と抵觸しないことを明らかにした。「共戴」の年號について、ロシア代表は「公文書上では民國の年曆と並列してよい」といい、また「ボグド・ハーンはスルタン・アミール・ベイなどのように特殊な稱號であつて、各國の言語に相當する譯語は存在しません」とくりかえした。

中國代表は「ロシア代表の引いた諸例は、ヨーロッパのみかたによるもので、東方の習慣見解によれば、宗主權の下に博克多汗^{ボグド・ハーン}の稱號や年號はありえないので、やはり四カ條を提出し、すべて承認してもらいたいという意見はかわりません。さもなくば北京の訓令にしたがい、會議の繼續は困難になります」と述べた。あわせて、露中宣言の交換公文第一條「外モンゴルは中國の領土の一部をなす」を引き、「同一領土の上に二主はありえない」といった。⁽⁴⁶⁾

北京外交部からの「訓令」とは、「宗主權の下に帝號があつてはならない」と指示したもので、「同一領土の上に二主はありえない」とするところを考えあわせれば、その企圖が明らかになろう。

中國側において、いわゆる「宗主權」概念は、すでに「領土」と一體不可分となっていた。中國の「領土」であるからこそ、外モンゴルに中國政府の認めない獨自の「帝號」、あるいは「國號」があつてはならない。しかしそうした中國の論理論法が、他國に通じるかどうかは、自ずから別の問題である。

ロシア當局もこれには、納得していない。⁽⁴⁶⁾會議で「保護國の前例」をもちだしたのは、その疑念を表明するものだった

し、さらに三日後の第五回會議には、以下のような記録もある。ロシア代表はモロッコなどの國の先例を引いて、外モンゴルの「自治地方」に帝號があつてもさしつかえないといい、また「なお朝鮮の事例に〔中國側は〕言及していないが、朝鮮はさきに中國の宗主權の下にあり、ついで日本の宗主權の下にあり、いずれの場合も王・皇帝を有した」と指摘、そのうえで「以上種々の前例によつて」、「ボグド・ハーンの稱號は、中國の外モンゴルにおける宗主權にまったく抵觸しない」と斷じた。

中國側はこれに對し、「朝鮮・モロッコ・エジプトなどの國の前例は、いずれも外モンゴルには適用できない」、なぜなら「外モンゴルは中國の領土である」からだと反駁する。ようやくその論理を明確に示すようになってきた。

このやりとりをうけ、ロシア側は「蒙人は宗主權および自治權の意義に明らかならざれば」、あらかじめ議論をせずにわかに承認できるはずもないので、次回の會議であらためて、その意味内容を討論しようと提案した。⁽⁴⁷⁾

くりかえし中國側の記録が強調する、「明らかならず」とは、もちろんモンゴル側の「能力の缺如」「無知無能」を示すのではない。露中宣言にある「宗主權」「自治」という術語に關わる概念と利害の相違をあらわした文言であつて、モンゴルのみならず、ロシア・中國の間でもそれが一致していなかったのは、以上にみてきたとおりである。

中國側としては、モンゴル側がこのように重ねて出した「宗主權」説明要求にこたえなくてはならない。一〇月八日の第七回會議で、ようやく系統的な説明を示した、と記録する。

宗主權の下・領土の中には、ただ一國しかありえない。露中宣言は外モンゴル地方には、自治の權しか許していない。……いわゆる宗主權なるものは、一國の内、ある地方への完全な主權が、一定の制限を受けたものにすぎない。世界歴史の先例および法理によれば、完全な主權をもつ國が、ある權利を國內のある地方にあたえて、そこを自治となしたいと思つたときに、その國がその地方に對し若干の主權をゆだねて宗主權の地位に退くのである。その範圍はもとと完全な主權をもつ國だけで規定する。一方的な意思で決め、一方的な命令で行うのだ。⁽⁴⁸⁾

「世界歴史」を知るわれわれからみて、とても一般的、普遍的で説得的な「宗主権」の説明とはいえない。露中宣言が規定した「領土」、そして自らが「恢復」すべき「完全な主権」と組み合わせた、中國的「宗主権」の定義というべきだろう。そもそも「宗主権」という概念じたい、歴史的にみれば多分に曖昧なものなので、⁽⁵⁰⁾ そんな特性を最大限に利用して、自らの「領土」「主権」観念に結びつけたともいえようか。

これが実際の會議の場で、どの程度まで強く主張されたかは定かではない。いずれにせよ確かなのは、この説明では相手の納得が得られなかったことである。同じ中國側の議事録は、モンゴル側が「いかにしても、自治外モンゴルを自治地方におとしめることに同意はできない」と反撥した、といい、ロシア側の反應もほぼ同じだが、

外モンゴルの意見について、ロシア政府は確かに單離⁽⁵¹⁾せる自治國とみなすものである。中國は宗主権しか有していないので、外モンゴルは當然、政府を有する。その領土および權力の範圍内では、その行動は自主であり、中國の中央政府の轄治を受けない。

と表記しているところに注意したい。とりわけ原語どおりの傍線部にあるように、あえて「單離 (отдельное)」「領土 (территория)」「自主 (независимо)」という漢語の翻譯概念を用いて、その中國と相容れない論點をきわだたせているのである。

さらに一〇月二〇日の第九回會議では、

モンゴル代表は「露中宣言の第一條によれば、ロシアは外モンゴルにおける中國の宗主権を承認している。これよりもなおさず、獨立國と自治國の關係を承認したものである」とこたえ、さらに「宗主権という語は、斷じて自治地方 автономная местность や自治省分 автономный округ には用いない」と述べた。

中國代表はこれに對し、「外モンゴル代表は明らかに宗主権の意味がわかっていない」と駁した。⁽⁵²⁾ というやりとりがあった、と記録がある。根本的な概念と利害は、なお平行線をたどっていた。

もつともこの記事からわかるように、モンゴル側も徹頭徹尾ロシアの意向に逆らつてまで、中國からの離脱獨立をとなえることは、もはやできなかった。むしろ露中宣言の趣旨に沿いつつ、「自治國」の地位を確保しようとの方針に轉換する。

それでも、中國との隔たりは大きい。ロシアとモンゴルが歩調を合わせてきた以上、中國側も何の譲歩もないままにすませることはできなかった。

(3) 外モンゴル冊封

キャフタ會議の當初、中國側の一貫した主張は、モンゴル側が獨立と「帝號」、「共戴」の年號を取り消すことにあった。モンゴルはそれに對し、「獨立」はロシアの支持が得られないためにあきらめたものの、帝號・年號の保持は譲ろうとはしていない。そこが譲歩できない一線でもあった。

前註(44)でも引いたとおり、ロシア代表がつとに第四回會議で、「ボグド・ハーンの稱號が宗主權と抵觸しない」ことを述べたので、モンゴルとしては、これに乗じて中國の一方的な要求に抵抗を試みる。逆に中國側が危機感をつのらせたのが、まさにその點にあった。

では、その争點になつた「帝號」問題の内實とは何か。中國代表の言を聽いてみよう。以下は九月二六日の第五回會議を終えた直後の外交部あて電報、上でも述べたとおり、ひととおり露・蒙の反駁が出そろつた段階での文面である。

ロシア語・モンゴル語は、いずれも「皇帝」を「博克多汗」^{ボグド・ハーン}と譯す。咸豐以前の中露條約はすべて、歐文テキストがこれを「皇帝」と稱していた。……二十六日の會議では、外モンゴルは自らを自治國と承認するよう中國に求めてきた。……議論をくりかえした結果、ロシア代表は次回、こちらの草案第一條を検討することをようやく認めた。また

ロシア代表は、宗主權の解釋を了解しなくては露中宣言を承認できない、という外モンゴルの意向も明言し、宗主權

の解釋を次同にあらためて議論したい、といった。その企圖をはかるに、ロシアは日本が韓國に對して用いた手段を踏襲し、外モンゴルを保護國にしようとしている。だから帝號の保存を主張しているのだ。……⁽⁵⁴⁾

「帝號」を残せば、外モンゴルが「自治國」となり、それはその「保護國」化を認めることにもつながる。かつて日本が韓國を保護國化し併合した「手段」にひとしい。ゆくゆくはロシアの外モンゴル併合となろうというのが、その危機感の正體なのであり、あえて日本の「對韓手段」に論及するところ、それがみてとれる。

同月三〇日の第六回會議ののち、中國代表の二人は「何度も會議をかさね、筆舌ともに窮まり、時日は遷延するも、まったくみとおしがもてない」と歎き、またロシア側の「態度が大いに變わつて、外モンゴルに左袒した」ともいつて、かなりのゆきづまりを感じざるをえなかったことがみてとれる。一定の妥協がなくては、ロシアが「使節を召還して會議を打ち切る」かもしれない、そうなつては、いよいよ外モンゴルの危機が増大しかねない。⁽⁵⁵⁾

では、その妥協とは何か。「帝號」での讓歩だった。

中國側が認めたかった「帝號」たる「博克多汗」^{ボグド・ハーン}とは、もちろんモンゴル語であつて漢語ではない。だからそれだけで、中華民國の元首・漢語の「大總統」と何らかの直接の關係が存在することを意味し、表現する語彙概念では必ずしもなかった。だとすれば、「宗主權」と兩立しうるし、また「領土」概念と折り合える可能性もある。

ただし「ボグド・ハーン」がかつて清朝皇帝の稱號だったことは、かくれもない歴史事實である。それをそのまま外モンゴルに認めては、清朝を相續したはずの中華民國の地位を自ら否定することにもつながりかねず、國內の人心を納得させられない。

そこで外交部が発案したのが、「大總統」によるボグド・ハーンの冊封である。一定地域の首長を任命する冊封をおこなえば、中華民國と外モンゴルの上下關係が明確になつて、「宗主權」という規定にもかたう。

ただしこの場合、外モンゴルの君主號はあくまで「譯音」の「博克多汗」にほかならず、漢語に譯すことはできない。

誤って漢譯の「皇帝」と解されないために、冊封という儀禮手續を必須としたといえよう。

「冊封」する以上、正朔を奉じなければならぬ。それが中國人の常識とするならわしであるから、中國と異なる年號「共戴」の使用は、論外だった。⁽⁵⁶⁾

こうして中國側の妥協案は固まる。しかしそう簡單には運ばなかった。「帝」は認めずとも、屬國など「國」の存在は可能だからであり、ロシアが「朝鮮比例」をもちだして反駁していたのも、そこにある。すなわち「帝號」の妥協と冊封だけでは、モンゴルの「自治國」という主張をくつがえすには、なお足らなかった。そこで以後は、執拗に條文から「國」字を落とすよう、モンゴルとロシアに要求する。たとえば、來るべき條約のフランス語テキストにある“Pays”, “authorities” は、それぞれ「國」「政府」ではなく、「地方」「官吏」とより限定的に漢譯しようとした。

もとよりモンゴル側は、前註(53)の引用文に見えたとおり、中國側の言い分には頑強に抵抗した。ロシア代表のミレル(A. Я. Миллер)も外モンゴルを「國家ではなく(не государство)」、中華民國の「自治地方に(автономным округом)」しようとする企圖を察知し、モンゴル側に荷擔している。⁽⁵⁷⁾

もともとかれは、ロシアによるモンゴルの「保護國(в государство под нашим протекторатом)」化と「併合(аннексия)」を憂慮する中國側の懸念にも理解をしめしていたし、このままでは合意をうるには、中國とモンゴルの間で「自治」概念が、あまりにかけ離れているのも、明らかだった。中國は「領土」内の地方「自治」と解し、モンゴルは「自立」した別個の「自治」國と解す、という當初からの翻譯概念に對する固定觀念があったから、容易にすりあわせることも不可能である。

だとすれば、あえて「國」を挿入せず、兩義性を保ったままのほうが、交渉を妥結させるにはむしろ無難であった。中國側も「政府」に代わる「官府」という漢譯を認めることで譲歩する。キャフタ會議はかくてすすめられ、合意にいたった。

外モンゴルは露中宣言を承認する

外モンゴルは中國の宗主權を承認する

中國・ロシアは外モンゴルが自治し、中國の領土の一部であることを承認する

外モンゴルの博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗は、大中華民國大總統の冊封を受ける

外モンゴルの公文書では民國の年暦を用いる。モンゴルの干支紀年を兼用してもよい

以上がキャフタ協定の大綱をなす。しかしそこには、根本的な對立が残ったままだった。それを象徴するのは、協定のモンゴル語テキストが、中國の「宗主權」とモンゴルの「自治」に相當するフランス語をそのまま「音寫」している、という事實である。

モンゴル側は一貫して、それぞれを「權利なく制限附で支配する權利」(орлог хөрөнгийн эрх)「自ら支配する」(орлог хөрөнгийн эрх)と譯して理解する立場であつて、それが自國と中國に對する見方にほかならない。そのため抽象概念をもたず、具體的な表現を避けられない自國語でのそうした表記を、ついに斷念せざるをえなかった。⁵⁹⁾

そうした経過は、中國がボグド・ハーン稱號を撤回せしめられず、「譯音」の「博克多汗」で承認せざるをえなかったのにも似て、まさしくモンゴル・中國間の齟齬・相剋をあらわす。自國語を通じた翻譯概念の具體的な定義を避けることを通じて、對立の顯在化をまぬかれ、合意をとりつくりつたことを意味していた。

したがってキャフタ交渉・協定は、外モンゴルの地位を確定しても、關係國の矛盾を解消するものではなかった。むしろ以後の紛糾のはじまりを告げるものにほかならない。その歸結がいまのモンゴル國の存在それ自體であるといつても、過言ではあるまい。

むすびに代えて —— 「外蒙撤治」へ ——

一九一一年のモンゴルの「獨立」宣言にはじまり、露蒙協定・露中宣言をへて、一九一五年六月に成立したキャフタ協定で、外モンゴルの國際的地位は、ひとまず決まった。しかし小稿でみてきたとおり、協定條文を構成する概念には振幅が大きい。成文化はそれをすりあわせられないままにすすんで、その振幅はそのまま温存されることになった。

たとえば「宗主權」なら、「名目」から「支配」まで、「自治」なら、「獨立國」から「地方自治」までを含意し、兩極をとって比べれば、まったく正反對の事態になるとも解せられる。それが當時、モンゴルをめぐる各國の利害關係の實態だったのであって、どちらに振れるかは、けつきよく力關係に左右されざるをえない。

協定を結んだのち、その意味で優位に立ったのは、中國である。中國側は自らの翻譯概念と條文解釋にしたがって、外モンゴルのボグド・ハーンに對する冊封を舉行した。これを通じて、自らの「領土」に對し行使する「宗主權」の存在と實效性をあかしだてた、というわけである。

この冊封はキャフタ交渉の過程において、中國側・漢語固有の翻譯・觀念から生じた、中國人じしんが納得するための手續にすぎず、當事者がひととおり共通して了解する一定の「秩序原理」に由來した「準則」「行事」⁶⁰ではありえない。モンゴル側にはそもそも不可解な儀禮である。朝鮮・ベトナム・琉球といった清代漢語圈の屬國と異なつて、北京政府とそのような關係をとりむすんだ經驗など、モンゴル人にはなかったし、キャフタ交渉でも冊封の具體的な内容・意味に立ち入らないまま、合意を優先したようにおぼしい。したがって實地に冊封をおこなう段になると、モンゴル側から反撥が起こつて、進捗に困難をきたした。モンゴル人研究者には、中國は「冊封でできなかった」と見る向きさえある。⁶¹

そのため、いかに關係を有利にすすめようと、中國側は不安を拂拭できなかった。キャフタ交渉で中國の代表をつとめた陳錄は、協定成立後、都護使を拜命したうえに、外モンゴルに對する冊封使にもなり、フレーに駐在していた。そのか

れが、外モンゴル外相ツェレンドルジ (Багтингийн Цэрэндорж) と會談したさい、自らの發言とそれをめぐるやりとりを記している。

「近ごろ聞くところでは、外モンゴルの人民は多く「宗主權」という三字の意味がわからず、中國が宗主權を利用して外モンゴルを欺き抑壓すると疑っています、實にとんでもない誤解です。キャフタ協定できまった宗主權は、もっぱら外モンゴルの利益のために設けたものののです。というのも、外モンゴルは自治となっている以上、一切の内政は中國が干渉しないことを承認しており、外モンゴルを抑壓するすべもないからです。宗主權がどのように機能するか、考えてもみてください。たとえば、外モンゴルがほかから詐欺凌辱を受けたなら、中國はすぐ宗主權の名義によって、干渉にのりだし、外モンゴルを援助できます。ですから協約上で領土にかかわる問題には、特別に注意をはらったわけです。……」

……ついでロシアがバルカンの小國に對しこれまで用いてきた政策、および安南 (ベトナム)・朝鮮が中國の保護を離脱してから受けたさまざまな苦痛をつぶさに述べると、ツェレンドルジは大いに表情を動かされた。……⁶²⁾

記述の眞偽はさしあたつて問題ではない。こうした文言を中國人の目にふれる日記に書き込まねばならない陳録、ないし中國側の利害關心と課題意識が重要である。

これによるかぎり、中國側は冊封や宗主權に對するモンゴルの反撥それ自體を、必ずしも深刻にとらえていたわけではない。むしろその背後にいるロシアの存在とその行動様式が、はるかに重大だった。そこにあったのは、協定交渉時から一貫した「安南・朝鮮」の「苦痛」再現、當時の歴史觀でいえば「藩屬」の喪失に對する懸念・恐怖である。

中國にとって「保護」から離れ、「獨立」した屬國がたどつた末路の二の舞は許されない。屬國を失つて「瓜分」が起こり、内憂外患をもたらした、というのが、客觀的な因果關係の眞偽はどうあれ、その當時から一貫した歴史認識である。一九〇五年以來、「主權」「領土」概念ができてくるとともに確立した認識で、⁶³⁾それに照らせば、外モンゴルに認め

た「自治」は、なお危機感を拂拭できない底のものだった。そこには史上、屬國が實踐し、中國から離脱する契機をなした「自主」「獨立」という概念が、當初より濃厚に混入していたからである。

キャフタ協定は、名目上は外モンゴルの獨立を取り消したものだ⁶⁴が、内政は完全に自主させているし、外交も一部制限を受けている。これでは、その「自治」なる名辭は、結局のところやはり「獨立」という文字を變相したにすぎず、當時のロシア人からみれば、外モンゴル併吞に利用する過渡的な手段にひとしい。

というのが、やや極端な表現ながら、中國側のおおむね共通した認識だったろう。なればこそ、外モンゴルの「自治」を撤廢する「外蒙撤治」が現實化せねばならない。

以下はその十ヵ月ほど前、陳錄の後任・陳毅とやはりツェレンドルジ外相との會談、今度は後者の發言として書き留められたことである。にもかかわらず、あくまで中國を「中央」「主國」、外モンゴルを「活佛」「藩屬」と表記するところに注意しなくてはならない。

「これまで外モンゴルの獨立問題では、中央・外モンゴルともに誤りがありました。中央がもし當初から、外モンゴルの自治を認めていたなら、活佛は中露雙方と自ら條約を結び、弊政を除去したうえで、あとは一切これまでどおり、ロシアに干渉はさせなかつたはずでして、これが最善でした。ところが當時、中央は面子にこだわって、藩屬と對等な條約は結べないと考えたのです。外モンゴルにも不埒な人々がいて、ロシア人の誘導を信じて、利權を犠牲にしました。主國を排するため外力を借りたのです。それで今まで種々の牽制を受け、前途はいよいよ困難となりました。外交權は本來すべて中央に歸すべきでして、もし日本が露蒙商務專條を援用し要求してきたら、外モンゴルは堪えられません。キャフタ會議のとき、ロシア・モンゴルが「自主」の二字で「自治」を主張したのを憶えております。それに對し、「前」都護「使の陳錄」が「自主したら恐らくは高麗になってしまう」とおっしゃいました。いまに至るまで、なお忘れられません」

これをうけた陳毅とのやりとりもみておこう。

「外交権のみならず、駐兵も中央の自由にしたがうべきで、それで外モンゴルを保護できるようになる」と答えると、ツェレンドルジもうなづいた。

いまひとつ。

「中央はただ領土主権が日々鞏固となり、外モンゴルの自治を保障できることを期すばかりで、他意はない」

「外モンゴル」官府の宗旨としては、中央の宗主権を尊重し、外モンゴルの自治権を保守するのみです」

最後のツェレンドルジの發言は、「我が官府はただ中國の主権の下で、自治を保守するのを求めるばかりです」とも言い換えられており、「宗主権」は中國にとって、やはり「主権」の代替概念だとわかる。

ここであらためて、あるべきモンゴルの地位が語られる。いかに「自治」であっても、そもそも「藩屬」たるモンゴルは、中國の「領土主権」のもとになくしてはならぬ、それを逸脱し、やがては併合された「高麗（朝鮮）」を先例とするような「自主」化は、およそ以ての外だった。

引用にいう「自主」の二字で「自治」を主張した（持自治用自主兩字）とは、決して文字どおりの史實ではない。「高麗（朝鮮）」の例を出すところからもわかるように、むしろモンゴルを中國の「領土」ではない別の「國」にしようとした、という意味であって、それは「屬國」であれ「獨立」であれ同じだった。「自主」概念はいずれにも通用したもので、上の「主國（sovereignty）を排す」と呼應した術語表現なのである。

ツェレンドルジは中國の庇護のもとに、外モンゴルの「自治」を守っていこうとした立場の人である。その姿勢をいあらわすのに、「自主」を否定する文脈で使っているところが看過できない。以て「自主」に對する恐怖感を讀み取るべきである。中國にとって、そんな猜疑を生む可能性の残る「自治」権は、廢すにしくはない。とはいえ、いったん「自治」を「一方的に」許した以上は、やはり自發的に返上させなくてはならなかった。西北籌邊使徐樹錚の手で最終的にそ

れを實現したのが、一九一九年一月二二日の「外蒙撤治」だったわけである。

もともと「外蒙撤治」は、ロシア勢力が減退したロシア革命の局面で、はじめて可能になったことである。中國の翻譯概念にのつとつたこのような論理と行動は、條件が變われば、そのまま繼續できるとはかぎらない。それが以後のモンゴル革命に接續する動向を形づくっていった。⁽⁶⁷⁾

この時期あるいは以後の、中國をめぐる國際情勢を考えるには、外モンゴルにかぎらず、その鍵となる概念認識とそれをめぐって生じる動機をまずおさえたうえで、交渉経過や勢力關係などの實態分析をおこなわなくてはならない。さもなくば、その事態の本質を十分に解明することはできないだろう。

註

- (1) 外國語の研究も少なくないものの、最もすぐれた日本の代表的、かつ基本的な論文をあげるだけで十分だろう。中見立夫「モンゴルの獨立と國際關係」溝口雄三ほか編『アジアから考える「3」周縁からの歴史』東京大學出版會、一九九四年、所收、橘誠「辛亥革命とモンゴル」、小林亮介「辛亥革命期のチベット」辛亥革命百周年記念論集編集委員會編『總合研究 辛亥革命』岩波書店、二〇一二年、所收。
- (2) 拙稿「主權」の生成と「宗主權」——二〇世紀初頭の中國とチベット・モンゴル」石川禎浩・狹間直樹編『近代東アジアにおける翻譯概念の展開』京都大學人文科學研究所、二〇一三年、同「中國における「領土」概念の形成」拙編『宗主權の世界史——東西アジアの近代と翻譯概念』
- (3) 名古屋大學出版會、二〇一四年、所收。
- (4) そのプロセスを中國側から詳細にたどり、「中華世界秩序原理」の貫徹と理論づけた代表的な研究に、張啓雄『外蒙主權歸屬交涉 1911-1916』中央研究院近代史研究所、一九九五年があり、中國側の關聯資料もほぼ網羅されているにもかかわらず、あえて小稿をものした目的は、その假説・論證・結論に對する一定の批判にある。
- (5) 中見前掲論文、九三―九九頁、橘誠「ボグド・ハーン政權の研究——モンゴル建國史序説 1911-1921」風間書房、二〇一一年、九九―一一頁。
- (6) 同上、九九、一六〇頁。⁶⁸ «верное толкование верное звание» を直譯すると、「自ら確立し自ら支配する」となる。
- (7) 「中華民國外交檔案・中俄關係」中央研究院近代史研究

所蔵(以下「外交檔案」と略す) 03-32-154-02-002「收駐俄劉代表電」民國元年十一月五日。

- (7) 「外交檔案」03-32-154-02-010「電駐俄劉代表」民國元年十一月七日。

- (8) 「外交檔案」03-32-154-02-017「收駐俄劉公使電」民國元年十一月九日。 *Новое время*, 26-го октября (8-го ноября) 1912 г. № 13156.

- (9) *Сборникъ дипломатическихъ документовъ по Монгольскому вопросу*, СПб, 1914, № 29, Саонов Курпенов, тел. 27 Октября, 1912 г., с. 33.

- (10) たとえば「外交檔案」03-32-154-02-016「庫倫瑣聞」民國元年一〇月二五日。

- (11) 「外交檔案」03-32-154-02-020「總統府祕書廳函一件」民國元年十一月一〇日。

- (12) 「外交檔案」03-32-163-01-002「俄使來部會晤問答」民國元年十一月一日(補「初八日入收」)。*Сборникъ дипломатическихъ документовъ*, № 28, Курпенский Саонов, тел. 26 октября, 1912 г., с. 32.

上の「俄使來部會晤問答」に添附された「譯俄使交來法文譯件」は、フランス語の條文を「自治」と漢譯している。これが精確にいつ譯されたものなのかわからないけれども、前註(8)所引の劉鏡人の文面と對比して、明確なコメントラストをなす。

- (13) たとえば「外交檔案」03-32-154-02-019「電駐日汪代表・駐俄劉公使並轉駐歐各館・駐美代表」民國元年一月

九日夜十鐘。

- (14) 前掲拙稿「主權」の生成と「宗主權」。

- (15) 「外交檔案」03-32-163-01-004「總長與俄使會晤問答一件」民國元年十一月三〇日。

- (16) 前掲拙稿。

- (17) 「外交檔案」03-32-163-01-007「陸總長面交俄使條件六件」民國元年十二月一七日。 03-32-162-02-016「陸總長面交俄使蒙約稿」民國元年十二月一七日。*Сборникъ дипломатическихъ документовъ*, № 47, Курпенский Саонов, тел. 5 декабря, 1912 г., с. 46-47.

- (18) 「外交檔案」03-32-163-01-011「總長會晤俄國參贊格問答」民國二年一月四日。 03-32-163-01-012「陸總長面交俄使條件五款」民國二年一月一日。*Сборникъ дипломатическихъ документовъ*, № 50, Курпенский Саонов, тел. 29 декабря, 1912 г., с. 50-51.

- (19) そのためこの案を客觀的にみるなら、北京政府總統府顧問だったモリソン(George E. Morrison)の *「永」* 久に失われた (for ever lost) と言ぜられていた中國の權利の復活とみなしても當然だった (Lo Hui-min, ed., *The Correspondence of G. E. Morrison 1912-1920*, Vol. 2, Cambridge, etc., 1978, Morrison to Tsai Ting-kan (蔡廷幹), June 2, 1913, p. 157, また中見前掲論文「一〇〇頁」同「一九一三年の露中宣言——中華民國の成立とモンゴル問題」『國際政治』第六十六號、一九八〇年、一二六頁)。しかし「語った」ということは、モリソン自身が總統府の顧問

でありながら、モンゴルに對する中國側の利害關心を正確に理解していなかったことになる。この點については、別稿で論じたい。

- (20) 中見前掲論文、一一二―一二〇頁、橘前掲書、三三三―三六五頁。

- (21) 「外交檔案」03-32-163-01-004「總長會晤俄使會晤問答」民國元年一月三〇日。

- (22) 「外交檔案」03-32-163-01-012「總長會晤俄國參贊格問答」民國二年一月一日。

- (23) たとえば、民國二年四月七日の會談記錄には、クルペンスキーの發言として、

「地方自治 *autonomie* の宗旨に背くれば、本國政府認可する能はず」

という一節がある（「外交檔案」03-32-163-02-003「總長會晤俄庫使問答」）。ロシア側の發言に「う單なる *autonomie*」を、*autonomie*「地方自治」と譯して記錄に残したところが重要である。

なお「地方自治」という漢語概念、とりわけその起源については、さしあたり、黃東蘭『近代中國の地方自治と明治日本』汲古書院、二〇〇五年、一〇三―一〇六頁を參照。現代中國の「自治區」もふくめ、「自治」という漢語概念が史上いかなるニュアンスを含有するか、その系統的な解明は、むしろ今後の課題である。

- (24) *Сборникъ дипломатическихъ документовъ*, № 40, Крупенский Сазонову, тел. 17 ноября, 1912 г., с. 41.

- (25) その内情ははつきりしない。中國への配慮という考え方もできるし、ロシア政府内の方針が一定していなかった側面もある。中見前掲論文、一二二頁は、兩者の差異を重視して「初めロシア側には中國の主權 *Суверенитет*」を認める餘地があつたが、露蒙協定の成立で、それを宗主權 *сюзеренитет*「へと向けてしまった」という。また同

前掲「モンゴルの獨立と國際關係」九六頁も參照。

しかしながら、外交文書を通觀したかぎりで指摘できるのは、やはり概念の問題である。小稿で述べる前後の経緯からみて、ロシアとしては、少なくとも一九一三年五月末の時点まで、モンゴルの「自治」を保證すべく、中國との具體的な關係を決めておいたうえで、なおかつ中國から離脱「獨立」をしないように規定すれば十分であつて、それがモンゴルに對する中國の *сюзеренитет* であろうと *суверенитет* であろうと、實質上さしたる頓着はなかつた、というのがむしろ真相に近いのではなからうか。兩者いずれも外來語（フランス語）であり、元來の語義からしても、區別のつきにくい術語概念であつた（前掲拙稿、二一〇―二二二頁）。後註（37）に引くネラトフの發言も、そうした文脈のほうが整合的に理解できるだろう。そうしたロシア全體的傾向からみれば、コロストヴェツの感覺はやはり異例だといつてよい。

- (26) 橘前掲書、三三六―三三九頁。

- (27) 前掲拙稿、一八七―一八八頁。

- (28) *Архив внешней политики Российской империи*, ф.

- Китайский год. 1913 г., д. 660, тел. Короствеца. № 824. 18 апреля. 1913 г., д. 74.
- (29) への返電に關するモンゴル側の折衝に關して И. Я. Коростовец. *Десять месяцев в Монголии: Дневник русского уполномоченного в Монголии*. Азеус 1912- Май 1913 г., Составитель: О. Батайхан. Улаанбаатар. 2009. с. 364 を参照。
- (30) *Сборникъ дипломатическихъ документовъ*. № 68. Короствецъ Сазонову, тел. 30 апреля. 1913 г., с. 61.
「各目的」にひきつゝ「法律的」という含意は、コロストヴェツのモンゴル政權總理大臣ナムナンスン (Torg-Ochiryn Namnansuren) へて書翰、共戴三年三月二十四日 (一九一三年四月一九日) に、その「宗主權」を「たゞ規則のような名目的なもの (дурэм мэг нэр төдийхөн) として定め」と表現した (Монгол Улсын Үндэсний Төв Архив, Ф. 44-Д. 1-ХН. 160, уеке олус улс-ын бүгд ерке багцд елсн сайд-ын бидэг への史料の引用に關しては、橋誠氏の示教をえた。記して謝意をあらわす) ところからも裏づけられる。また橋前掲書、三四二頁も参照。
- (31) *Сборникъ дипломатическихъ документовъ*. № 68. Короствецъ Сазонову, тел. 30 апреля. 1913 г., с. 61.
Коростовец. *Десять месяцев*. с. 374.
- (32) Там же, с. 375-376. 「諸公」とは、ボグド・ハーン政權の總理大臣ナムナンスレン・外務大臣ハンタドルジ (Микиицдоржийн Хандорж) を指す。
- (33) 橋誠「モンゴル「獨立」をめぐる翻譯概念——自治か、獨立か」前掲拙編『宗主權の世界史』所収、二四四、二四五頁、同前掲書、三四一―三四二、三四五、三四七頁。
- (34) Коростовец. *Десять месяцев*. с. 356.
- (35) たゞせば、コロストヴェツの後任としてフレーに駐在したミルレルが、露中宣言成立直後にそれをモンゴル側に通告したことを知らせる一九一三年十一月一六日附報告 (Красный архив: исторический журнал, т. 37, 1929, Миллер Курпенско, тел. № 304, 3 ноября. 1913 г., с. 22) は、その典型だ。これに關しては、やはり橋前掲書、三四三―三四四頁も参照。
- (36) Коростовец. *Десять месяцев*. с. 397-398.
- (37) *Сборникъ дипломатическихъ документовъ*. № 93. Нератовъ Курпенско, тел. 22 сентября. 1913 г., с. 80.
への引用文は「территория»をえと「領土」と譯してゐるのは、ネラトフの含意がそことは斷定できなからである。かれ個人の「宗主權」理解の問題であると同時に、また「宗主權」概念にたいの多義性を示すものでもあつて、いつさうの考察を必要とする。
- (38) *Сборникъ дипломатическихъ документовъ*. № 89. Нератовъ Курпенско, тел. 11 сентября. 1913 г., с. 76.
- (39) 「外交檔案」03-32-164-01-002「上大總統呈」民國三年一月一七日。
- (40) *North China Daily News*, June 2, 1914, "Independence of Mongolia".

- (41) *Международные отношения в эпоху империализма: документы из архивов царского и временного правительств 1878-1917*, Серия III: 1914-1917, 10 т., 1931-1938, Москва, т. 3, Нератов Граве, тел. № 1037, 22 мая, 1914 г., с. 185-186.
- (42) 「外交檔案」03-32-161-01-024 「政事堂摘報一件」民國三年六月一〇日。
- (43) 「外交檔案」03-32-167-02-008 「收赴恰克議約畢陳專使電」民國三年九月一七日。
- なおこの「宗主権」という漢語は、第二回會議のモンゴル側の記録によれば、“хэмжээгэйгээр эзэрхэх”（制限附で支配する）あるいは“хэмжээгэйгээр эзэрхэх эрх”（制限附で支配する權）と表記されており、もちろんモンゴル側に納得できるものではなかった（*Хятад, Орос, Монгол гурван улсын 1915 оны Хиагтын гэрээ*（Өдөр тутмын тэмдэглэл）, Эмхэтгэгчтайлбар бичсэн О. Батсайхан, Улаанбаатар, 1999, 27 дахь тал）。モンゴル側の會議録とその表記については、橘誠氏の示教をえた。記して謝意を表す。
- (44) 「外交檔案」03-32-174-01-004 「恰克圖會議錄 第四次會議錄」。なお「草案」四カ條の趣旨および議論の概略は、張啓雄前掲書、二〇〇頁を参照。
- (45) 「外交檔案」03-32-167-02-008 「致畢陳專使電」民國三年九月一七日。
- (46) 「外交檔案」03-32-167-02-009 「總長會晤俄庫使問答」民國三年九月一八日。
- (47) 「外交檔案」03-32-174-01-005 「恰克圖會議錄 第五次會議錄」。
- (48) この表現は、田中克彦『草原の革命家たち——モンゴル獨立への道』増補改訂版、中公新書、一九九〇年、三五頁より拜借した。同上が示唆するロシア側のモンゴルに對する認識・評價は、おそらく中國側の記録に據ったうえでの敘述であるため、なお再考の餘地がある。「宗主権」「自治」に對するモンゴルの翻譯概念が、ロシアとも中國とも異なり、われわれも普通に想起する意味内容で解していない事態を、ロシア側がいいあらわしたもののだろう。
- (49) 「外交檔案」03-32-174-01-007 「恰克圖會議錄 第七次會議錄」。
- (50) 前掲拙編『宗主権の世界史』を参照。
- (51) 「外交檔案」03-32-174-01-007 「恰克圖會議錄 第七次會議錄」。
- (52) それぞれに相當するロシア語テキストは、*Хятад, Орос, Монгол гурван улсын 1915 оны Хиагтын гэрээ*, 334 дахь талによる。「單離」は熟さない漢語表現だが、「獨立」「離脱」とまではいわずに、それに近いニュアンスを表現しようとした用字だとみられる。「領土」「自主」は補足におよぶまい。露文テキストの術語は、いずれも別の漢語で十分に翻譯表現できる措辭だろう。
- (53) 「外交檔案」03-32-174-01-009 「恰克圖會議錄 第九次會議錄」。

- (54) 「外交檔案」03-32-167-02-020「收外蒙會議畢陳專使電」民國三年九月二七日。
 なお引用文にいう「咸豐以前」の「條約」とは、一八五八年の天津條約である。その「洋文」つまりロシア語テキストは、たしかに“Воплохан”を用いて、漢文・滿洲文の「皇帝 (huwangdi)」號にあてている(黛秋津・望月直人・岡本隆司「東西の君主號と秩序觀念」、前掲拙編『宗主權の世界史』所收、一四五—一四六頁を参照)。
- (55) 「外交檔案」03-32-168-01-003「收恰克圖畢陳專使電」民國三年一〇月二日。
- (56) たとえば、「外交檔案」03-32-167-02-011「祕書劉符誠赴俄館晤俄庫使問答」民國三年九月二二日を参照。
- (57) *Международные отношения в эпоху империализма*, т. 6, ч. 2, с. 426, гл. Миллера, № 51, 17 сентября, 1914 г. なおこの電報ベニルレルが、中國代表の主張を解説して、外モンゴルを「中國の植民地 (китайской колонии)」に戻すものだとして記したのに對し、中國側の記録はこれを「藩屬舊制」と譯し(「外交檔案」03-32-168-01-004「電恰克圖畢陳二專使」民國三年一〇月二日)、他方ネット方面では、たとえば「たがいに上下の關係 (under each other)」を同じく「藩屬關係」と漢譯していた(「中華民國外交檔案・西藏檔」中央研究院近代史研究所藏 03-28-024-06-003「森姆拉會議紀錄 藏方要求書」民國二年一〇月一〇日、*The Boundary Question between China and Tibet: A Valuable Record of the Tripartite Conference*
- between China, Britain and Tibet, Held in India, 1913-1914, Pekin, 1940, p. 3)。後述する「藩屬」という漢語概念には、單なる「上下の關係」から「植民地」まで、意味の振幅があったことになる。こうした「藩屬」概念の多義性・曖昧さとその歴史過程については、前掲拙稿「中國における「領土」概念の形成」を参照。もちろんこれは、後述する「宗主權」概念の振幅に對應している。
- (58) *Международные отношения в эпоху империализма*, т. 6, ч. 2, с. 426, гл. Миллера, № 81, 27 сентября, 1914 г. 橋前掲論文「二五四—二五五頁を参照。
- (59) 橋前掲論文「二五四—二五五頁を参照。
- (60) 張啓雄前掲書「八〇九、三一四—三二五頁。
- (61) O. Батайхан, Монголын тусгаар тогтнол ба Хятад, Орос, Монголын 1915 оны Хиагтын гэрээ (1911-1916), Улаанбаатар, 2002, 196 даях тал。
- (62) 陳錄「奉使庫倫日記」(近代中國史料叢刊第一七輯) 卷一、頁九八、民國四年二月二二日條。
- (63) 前掲拙稿を参照。
- (64) 「科布多佐理員洪楨說帖」,「外交檔案」03-32-189-01-015「國務院致外交部公函」民國七年二月一八日に添附。
- (65) 「外交檔案」03-32-193-01-003「收駐庫陳大員電」民國八年一月二〇日。
- (66) そうした史實については、たとえば、拙稿「韓國の獨立と清朝の外交」岡本隆司・川島眞編『中國近代外交の胎動』東京大學出版會、二〇〇九年、所收を参照。
- (67) 中國側からみた「外蒙撤治」については、李毓澍「外蒙

古撤治問題』再版、中央研究院近代史研究所、一九七六年、張啓雄『收復外蒙主權1917-1920』臺北、蒙藏委員會、一九九八年を参照。關聯する主要な史料・史實は、以上にほ

ぼつきており、そこに内在、貫通する論點が課題なのである。小稿は漢語概念を手がかりに、それをさぐる試みでもあった。

MONGOLIA'S "INDEPENDENCE" AND WESTERN CONCEPTS TRANSLATED INTO CHINESE WITH SPECIAL REFERENCE TO THE NEGOTIATIONS PRIOR TO THE KIAKHTA TREATY OF 1915

OKAMOTO Takashi

This paper aims to examine the diplomatic negotiations relating to Mongolia's "independence" and international status after the 1911 Revolution and clarifying the Chinese notion of the world order and its transformation.

I first trace the process of the tripartite negotiations between Mongolia, Russia and China from the conclusion of the Russo-Mongolian Agreement in 1912 to the Kiakhta Treaty in 1915. Secondly, I focus on the language and actions of the Chinese and reexamine the correlation between Chinese interests and wording in the negotiations by chiefly conducting an special analysis of some Western concepts translated into Chinese, such as *zizhu* 自主/*zizhi* 自治 [independence/autonomy], *zhuquan* 主權/*zongzhuquan* 宗主權 [sovereignty/suzerainty], *lingtu* 領土/*fanshu* 藩屬 [territory/dependency], and so on.

As a result, I clarify that although Russia and China recognized Outer Mongolia's autonomy as a Chinese territory and Mongolia recognized China's suzerainty in the treaty, both the Chinese and the Mongols were dissatisfied and imposed their own interpretations on such concepts as *zongzhuquan* [suzerainty], *zizhi* [autonomy], and so on. In addition, I point out that this not only necessitated China's investiture, *cefeng* 冊封, of "Bogd Khaan" and the abolition of Outer Mongolia's autonomy only a few years later in 1919, but also brought about the conditions leading to the Mongolian Revolution in 1921.

This historical process cannot be said to be unrelated to the concepts of "sovereignty" and "territorial integrity" that govern foreign relations in contemporary China. It can be regarded as a key source in examining the formation of nationalism in China and surrounding countries.